

2016年度賃金確定交渉 交渉決裂・扶養手当削減を強行

11月10日、2016年度の賃金及び労働条件確定のための2度目の職員福利課交渉が行われました。焦点は配偶者扶養手当の削減と、扶養手当の単身者の特例の廃止でしたが、職員福利課は「県人事委員会勧告の尊重」を理由に譲歩を拒否したため、交渉は決裂しました。

3分の1が減額

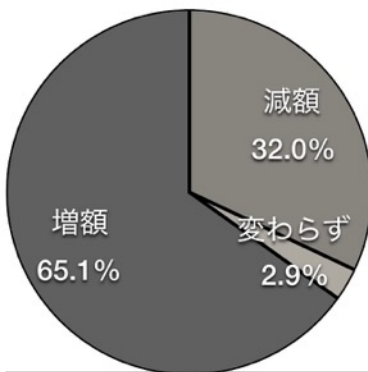
組合側：扶養手当の改定によって減額される職員と増額される職員の割合はどのくらいか？

職員福利課：扶養手当を受給している者のうち、減となる者は32%、残りの68%は同じか増となる。

組合側：そのうち実際に増額となるものは何%なのか？

職員福利課：68%のうち、手当額が変わらないのが2.9%、増となるのが65.1%である。組合側：子の扶養手当は22歳まで、一方で配偶者の手当は定年まで。今は増額でも、長いスパンで見ると手当額が減となるのではないか？

職員福利課：長いスパンで見ると手当額は減となる者もある。しかし、子どもの養育費が多くなる時期の手当額は増となる。また別な例として、配偶者は扶養ではなく子だけが扶養親族である場合などは、大幅に増となる



扶養手当を受給している者のうち、改定による影響を受ける者の割合

てください。県も応援しますよ」「専業主婦をやめて共働きにしてください」というメッセージとして受け止められる。そうであるならば、県として家事分担、育児分担を平等にできるような労働条件を整備すべきだ。夫が8時、9時に帰ってきて、妻が子どものために専業主婦をやらざるを得ない状況だ。両方とも部活で遅く帰ってきて、子どもが2人3人いてどうやって家庭が成り立つのか？県教委は時間外勤務を解消する画期的な提案をする用意があるのか？

職員福利課：画期的な提案はない。

なぜ扶養手当の単身者特例を削減するのか？

組合：単身者（配偶者がいない者）の特例の廃止が提案された。単身者が子または親などを扶養する場合に1人目の手当を11,000円にするという特例。それが廃止される理由は何か？

職員福利課：民間及び公務における手当をめぐる状況の変化だ。受給者数は減少し額も減少している。その上で人事院の勧告、それを踏まえての人事委員会の勧告だ。

組合：結局、人事院や人事委員会勧告がそうだからそうしたということか。それ以外の理由はないのか。

職員福利課：あくまでも県の人事委員会の勧告を尊重するという立場だ。

組合：一人で親の面倒を見ている、一人で子どもを養育しているという方を、手当の面で今までは特に重く見てきた。それはもう必要ないという判断なのか？

職員福利課：個別の中身で必要ないと判断しているのではなく、人事委員会勧告に沿った実施をしたいということだ。

組合：その理由でいいのか？

職員福利課：人事委員会勧告に従わない理由は持っていない。

組合：従わないという選択肢もある。他県ではそういう県もあるし、本県でも過去に人事委員会勧告に従わずに賃金を削減したこともあった。

職員福利課：そのときは教育長や知事が出て説明した。

組合：マイナス提案の際は教育長や知事が交渉に出るのが慣例。今回は教育長の説明はないのか？

職員福利課：今回は個別に見た時に家族のケースによって増減がある。全体として今回はマイナスの改定ではない。

なぜ配偶者扶養手当を削減するのか？

組合：子どもに係る手当の増額は「国全体として少子化対策がとられている」という説明でした。一方で、配偶者扶養手当の削減はどのような理由か。

職員福利課：配偶者の手当を6500円にしたのは、あくまでも国家公務員との均衡、国の制度と同じにしている。

組合：配偶者手当の半減の理由は「できるだけ奥さんも専業主婦じゃなくて働いてください」という意図で政府の一億総活躍社会に誘導するものではないのか

職員福利課：勧告の意図についてはわからない。

組合：行政というのはお金によってメッセージを国民に伝えていくものだ。お金によって社会の有様を変えていく。この場合のメッセージは、「子どもをどんどん作っ